

国立情報学研究所学術情報ネットワーク運営・連携本部規程

〔平成17年2月8日
制 定〕

改正 平成19年4月1日

平成23年4月1日

(設置)

第1条 国立情報学研究所に、学術情報ネットワーク運営・連携本部（以下、「本部」という。）を置く。

(目的)

第2条 本部は、我が国の最先端学術情報基盤の構築に向けて、その中核となる次世代の学術情報ネットワーク及び関連事項を企画・立案し、その運営を行うことを目的とする。

(本部の組織)

第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 国立情報学研究所の研究教育職員 若干人
- 二 全国共同利用情報基盤センター長
- 三 全国共同利用情報基盤センターの教員 若干人
- 四 大学・大学共同利用機関の教員 若干人
- 五 その他所長が必要と認めた者

2 本部員は、所長が委嘱する。

(本部員の処遇)

第4条 前条第1項第2号から第5号までの本部員を客員教授（連携）又は客員准教授（連携）と称せしめることができる。

(本部長)

第5条 本部に本部長を置き、第3条第1項第1号のうちから本部において選出する。

2 本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名する者がその職務を行う。

(作業部会)

第6条 本部に、具体的な事項を検討するため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会に関し必要な事項は、本部が別に定める。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、学術基盤推進部学術基盤課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部において、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年2月8日から施行し、平成17年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。